

令和4年6月3日

## 多賀町小規模修繕工事等契約事業者登録制度について

### 【一般事項】

#### 1 本制度の趣旨

この制度は、多賀町入札参加資格者名簿に登録されていない町内の事業者を対象に、町が発注する小規模な修繕工事等の受注機会を拡大することにより、町内経済の活性化を図ることを目的としています。

このときの事業者になることを希望される事業者は、予め契約事業者として登録していただく必要があります。

#### 2 登録できる事業者

登録できる事業者は、町内に本社または本店としての事業所を有し、本町に法人住民税を納付する事業者または町内に住所を有する個人事業者で、次の各号のいずれにも該当しないことが要件となります。

- (1) 町税および町徴収金を滞納している者
- (2) 多賀町入札参加資格者名簿に登録がある者
- (3) 成年被後見人、被保佐人もしくは被補助人または破産者であつて復権を得ない者
- (4) 希望する小規模修繕工事等を履行するために必要な資格または免許等を有しない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団およびそれらの利益となる活動を行っている者ならびに滋賀県暴力団排除条例(平成23年滋賀県条例第13号)に規定する暴力団員等である者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、本町の契約の相手方として不相当と認められる者

#### 3 対象となる工事

小規模修繕工事等の対象は、多賀町財務規則第131条に定める随意契約によるもののうち、次の各号のいずれにも該当する工事です。

- (1) 町が発注する小規模修繕工事等で技術的内容が軽易であるもの
- (2) 1件の予定価格(消費税および地方消費税を含む。)が30万円未満であるもの

このときの技術的内容が軽易とは、所定の品質・強度等を求める程度の施工であつて、必ずしも修繕前の品質・強度等を求める補修工事ではありません。

#### 4 登録工事の種類

小規模修繕工事等の種類は、別表のとおりとし、1事業者等が登録できる工事の種類は3業種以内とします。

#### 【登録の申請】

##### 1 契約事業者となることを希望される事業者等は、次の書類を町長に提出してください。

- (1) 多賀町小規模修繕工事等契約事業者登録申請書(別記様式第1号)
- (2) 誓約書(別記様式第2号)
- (3) 法人にあつては商業登記簿謄本(申請時前3月以内のもの)、個人事業主にあつては氏名および住所が確認できる書類
- (4) 町税に滞納がないことを証明する書類(完納証明書)
- (5) 登録を希望する小規模修繕工事等を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

##### 2 申請の期間

事業者等からの登録申請は、随時、受け付けます。

##### 3 申請書および関係書類は、企画課までご持参のうえ、ご提出ください。

##### 4 登録の適否

事業者等からの登録申請を受け付けた後、町において審査をおこない、登録の適否を決定します。

このとき、登録が適当と決定されたときは、多賀町小規模修繕工事等契約事業者登録名簿に登録され、町が発注する小規模修繕工事等契約の選定事業者の対象となります。また登録が適さないと決定されたときは、その旨を通知します。

##### 5 登録の期間

多賀町小規模修繕工事等契約事業者登録名簿の登録の期間は、登録のあった日から翌年度末までとします。

##### 6 登録の変更

事業者等は登録された後、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、多賀町小規模修繕工事等契約事業者登録変更・廃止届(別記様式第3号)を町長に提出してください。

い。

- (1) 所在地または住所ならびに連絡先を変更したとき。
- (2) 法人に限り、法人名称または代表者を変更したとき。
- (3) 登録した希望工事を変更しようとするとき。
- (4) 登録を抹消しようとするとき。

## 7 登録の取消し

登録された後であっても、事業者等が次の各号のいずれかに該当したときは、登録を取り消します。

- (1) 登録できる事業者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 倒産し、または破産したとき。
- (3) 虚偽または不正な方法により登録を受けたことが明らかになったとき。
- (4) 履行に関し法令に違反する行為があり情状が特に重いつき、または一括下請負をしたとき。
- (5) 履行に関し不正または不誠実な行為があったとき。

## 8 登録者名簿の公開

多賀町小規模修繕工事等契約事業者登録名簿は、契約制度の透明性を図る観点から一般に公開する場合がありますので、予めご承知ください。

## 9 登録者の取り扱い

町が発注する小規模修繕工事等の事業者選定において、登録者名簿に登録されている事業者等に積極的に見積りの参加を求めます。

### 【発注および契約に関する事項】

#### 1 発注の方法

町が小規模修繕工事等を発注するときは、原則として多賀町小規模修繕工事等契約事業者登録制度に登録されている同一業種で複数の事業者等を選定し、見積り依頼をおこないません。

ただし、見積り比較事業者数等を考慮し、入札参加資格者名簿に登録されている事業者および多賀町商工会会員のうちから類似業種の事業者と合わせて事業者を選定する場合がありますので、予めご承知ください。

なお、事業者等は、見積りを依頼されても都合により辞退することは自由ですが、辞退する場合は、その旨を発注する課に連絡してください。

## 2 契約の方法

見積りの結果、最も低い価格を提示した事業者等が契約相手方となります。

契約の手続きについては、発注する課がおこなうものとし、原則として書面(請書もしくは契約書)により契約を締結します。

このときの契約において契約保証金は、原則として免除されます。

## 3 契約の履行

契約の履行は、多賀町財務規則、多賀町建設工事執行規則、その他関係法令に基づき信義に従い、誠実に履行していただきます。

なお、請け負った契約は、契約事業者等が履行するもので、一括下請けまたは町が認められた場合以外の下請けへの再発注はできません。

## 4 請負代金の支払い

請負代金の支払いは、履行完了後に執行する検査に合格した後、事業者等が提出する請求書に基づき、原則として口座振込の方法により支払います。

このときの支払い期間は、町が適正な請求書を受理した日から40日以内となります。

## 5 不正行為等の禁止

契約に関しては、独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為は認められません。

このとき法令に違反する行為があり情状が特に重いとき、不正または不誠実な行為等が認められた場合は、契約解除を含め登録の抹消をおこないます。

### 【申請書の記入に関する事項】

#### 1 所在地または住所

主たる事業所の所在地を記入してください。

個人事業者が自宅で事業を営んでいるときは、自宅の住所を記入してください。

#### 2 商号または名称

法人にあつては、商業登記簿の記載に基づき記入してください。

個人事業者は、通常使用している商号または名称がある場合は記入していただき、無い場合は記入の必要はありません。

### 3 代表者職および氏名

法人にあつては、商業登記簿の記載に基づき記入してください。

個人事業者は、通常使用している職名がある場合は記入していただき、無い場合は氏名のみを記入してください。

### 4 電話番号およびFAX番号

電話およびFAXは、重要な連絡手段となりますので必ず記入してください。

なお、公表されることを承認したうえで、携帯電話番号を記入することも可能です。

### 5 希望工事

別表の「小規模修繕工事等の種類」のうちから、事業者等が自ら履行する業種を3種以内で記入してください。

履行するために法的な資格・免許等を有する場合は、その名称を記入し、免許等の写しを添付してください。

### 6 提出にあたっての留意事項

提出する書類については、別紙「多賀町小規模修繕工事等契約事業者登録申請書類確認表」でご確認ください。

提出書類が不足している場合、また記載事項に不備がある場合は、受付できませんので、十分にご確認のうえ提出してください。

### 【その他】

本書は、多賀町小規模修繕工事等契約事業者登録制度実施要綱に基づき要旨をご説明しております。詳細については、実施要綱を確認してください。

### <問合せ先>

多賀町役場 企画課

TEL 0749-48-8122(直通)

FAX 0749-48-0157

別表(第4条関係)

小規模修繕工事等の種類

登録希望の業種	具体的な工事の内容(具体例)
土木	道路(側溝等)修繕、下水(マンホール等)修繕、水路修繕、等
左官	左官修繕、モルタル修繕、とぎ出し・洗い出し修繕、吹付け修繕、等
屋根	屋根ふき(鋼板・瓦葺き等)修繕、雨樋修繕、等
電気・通信	送配電設備修繕、構内電気設備修繕、照明設備修繕、放送設備修繕、等
管	空調設備修繕、給排水設備修繕、給湯設備修繕、ガス設備修繕、等
タイル・ブロック・石	コンクリートブロック積み修繕、タイル張り修繕、石材修繕、等
板金	建築板金加工取付け修繕、等
ガラス・サッシ	ガラス加工取付け、サッシ・網戸取付け、等
塗装	塗装、防水塗装、等
内装仕上	天井・壁・床仕上げ修繕、畳・カーテン・ブラインド取付け、等
建具	ふすま・障子・木製建具取付け、等
造園	植栽、伐採、剪定、公園設備、等
その他	上記にあてはまらない修繕

多賀町小規模修繕工事等契約事業者登録申請書

年 月 日

多賀町長 様

多賀町小規模修繕工事等契約事業者登録制度実施要綱第5条の規定により登録を申請します。

所在地または住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 多賀町大字〇〇番地		
商号または名称	(ふりがな)		
	〇〇〇〇店		
代表者(職・氏名)	(ふりがな)		
	△△△ □□ □□		
電話番号		FAX番号	

希望工事(3業種以内)

番号	登録希望の業種	具体的な工事の内容	資格・免許等を有する場合、その種類名称等
1			
2			
3			

※ 別表「小規模修繕工事等の種類」から、記載してください。

誓約書

年 月 日

多賀町長 様

申請者 所在地または住所 多賀町大字〇〇番地

商号または名称 〇〇〇〇店

代表者(職・氏名) △△△ □□ □□ 印

年度多賀町小規模修繕工事等契約事業者登録の申請にあたり、多賀町小規模修繕工事等契約事業者登録制度実施要綱第3条の資格を有する者であって、本申請書および添付書類に記載した事項は、事実と相違なく、認定を受けたうえは、見積り・契約・施工等に係る関係法令等を遵守し、誠実にこれを履行することを誓約します。

また、納付すべき町税および町徴収金については、本申請時に未納のないことおよび認定期間中滞納しないことを誓約し、認定期間中に納付状況について調査されることに同意します。

万一、上記に違反する行為があったときは、事業者登録の取消し等の処分を受けても異議の申し立てをおこないません。

## 多賀町小規模修繕工事等契約事業者登録変更・廃止届

年 月 日

多賀町長 様

多賀町小規模修繕工事等契約事業者登録制度実施要綱第8条の規定により、変更・廃止を届出ます。

所在地または住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 多賀町大字〇〇番地		
商号または名称	(ふりがな)		
	〇〇〇〇店		
代表者(職・氏名)	(ふりがな)		
	△△△ □□ □□		
電話番号		FAX番号	

## 変更事項

番号	変更年月日 変更項目	変更前	変更後	備考
1				
2				
3				

※ 変更に伴う関係書類を添付してください。(廃止の場合は、添付書類の提出の必要はありません。)

